

**障 害 者 雇 用 ・ 就 労 推 進
連 携 プ ロ グ ラ ム 2 0 1 3**

視点1 地域で生涯にわたって安心して働ける

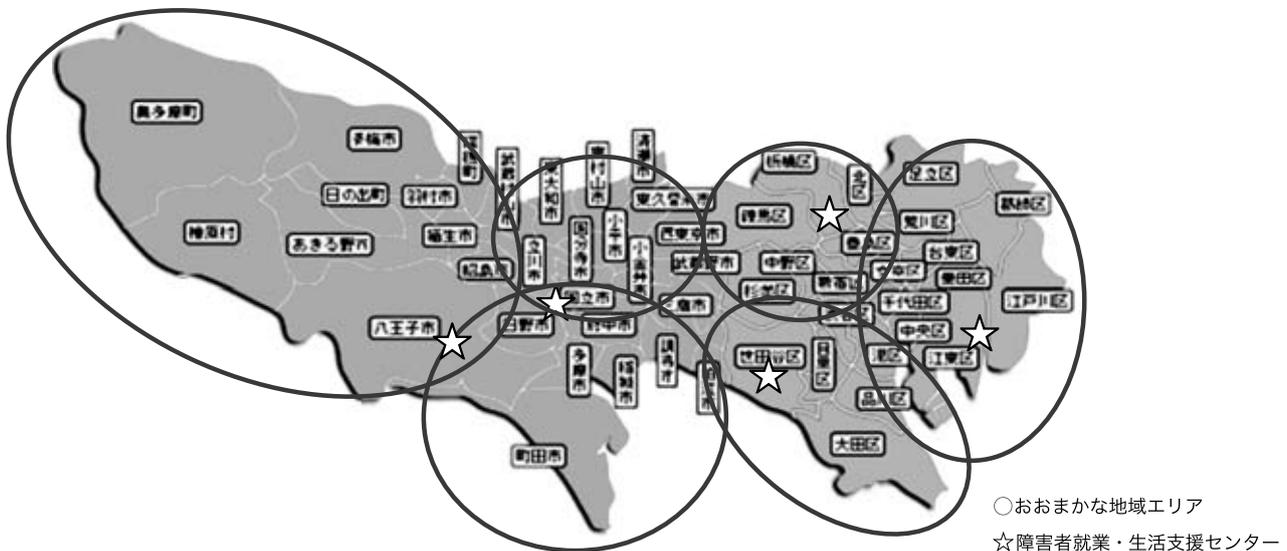
行動1 地域の就労支援ネットワークを構築します。

都内全域を6ブロック（城北、城東、城南、多摩北部、多摩南部、多摩西部）に分け、就労支援機関のネットワークを構築、強化します。

障害者就業・生活支援センター（※1）は、各ブロック毎に1か所設置し、すべての区市町村で区市町村障害者就労支援センター（※2）を実施します。

障害者就業・生活支援センターがコーディネート機関となり、ハローワーク、区市町村障害者就労支援センター、特別支援学校、地元の商工機関等が連携し、障害者一人ひとりの就労を支援していきます。

<ブロック地図>



※1 障害者就業・生活支援センター

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、「障害者雇用促進法」と言います。）に基づき、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っています。

※2 区市町村障害者就労支援センター

障害者の就職を支援するとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供しています。

（東京労働局、ハローワーク、就労支援機関、東京障害者職業センター、東京都、東京都教育委員会）

行動1を具体化する事業

事業名・事業内容	平成22年度実績	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度取組と事業目標	担当
<p>1-1 就労支援ネットワーク強化・充実事業</p> <p>就労支援ネットワークに必要な各種会議や研修会開催等の費用を助成し、就労支援ネットワークの構築を推進する。</p> <p>【補助単価】 1 圏域1,000千円(年間) 【対象】 6 ブロック</p>	<p>5ブロック5団体で実施 (1ブロック当たり平均168人参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者、企業、行政、医療、支援機関協同の支援の報告会 ・各種研修会（就労支援技法等） ・各種学習会（社会保障について等） ・連続講座（発達障害者支援等） 	<p>6団体で実施 (1団体あたり平均185人参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会（就労支援技法、視察研修等） ・講義、グループ討議 ・支援機関との交流会、連絡会議 	<p>8団体で実施 (1団体あたり平均200人参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会（就労支援技法、コミュニケーション等） ・講義、学習会等（発達障害、障害者福祉・就労関係法制度等） ・支援機関との交流会、連絡会議 		<p>【事業所管】 東京都</p> <p>【実施主体】 障害者就業・生活支援センター他</p>
<p>1-2 職業リハビリテーション推進フォーラムの実施</p> <p>福祉、医療・保健等の機関や企業等の担当者が一堂に会し、職業リハビリテーションに関する情報提供や意見交換を行うフォーラムを開催する。</p> <p>【規模】 30名 1回 250名 1回</p>	<p>200名規模：1回 テーマ「うつ病者の職場復帰支援」（東京都中部総合精神保健福祉センターと合同開催）</p> <p>15名規模：2回 テーマ「発達障害者の就労支援」</p>	<p>【職場復帰関連】 250名規模：1回 テーマ「うつ病休職者の職場復帰支援を考える～復職を成功させるためのコミュニケーション～」 （東京都中部総合精神保健福祉センターと合同開催）</p> <p>【発達障害関連】 30名規模2回 テーマ「発達障害者の就労支援について」セミナー形式で実施</p>	<p>【職場復帰関連】 250名規模：1回 テーマ「うつ病休職者の職場復帰を考える～新型うつ病？で休職を繰り返す人への対応を考えよう～」 （東京都中部総合精神保健福祉センターと合同開催）</p>	<p>【職場復帰関連】 250名規模：1回 （中部総合精神保健福祉センターと合同開催） うつ病休職者の職場復帰支援に係るテーマを設定。詳細については調整中。</p> <p>【発達障害関連】 50名規模：1回 発達障害者の就労支援に係るテーマを設定。詳細については調整中。</p>	<p>【事業所管】 東京障害者職業センター</p>

【補足】 以下、行動宣言制定時から一部変更しています。

○障害者就労・生活支援センター
平成23年7月に6か所目を設置（所在地 福生市）

行動 2

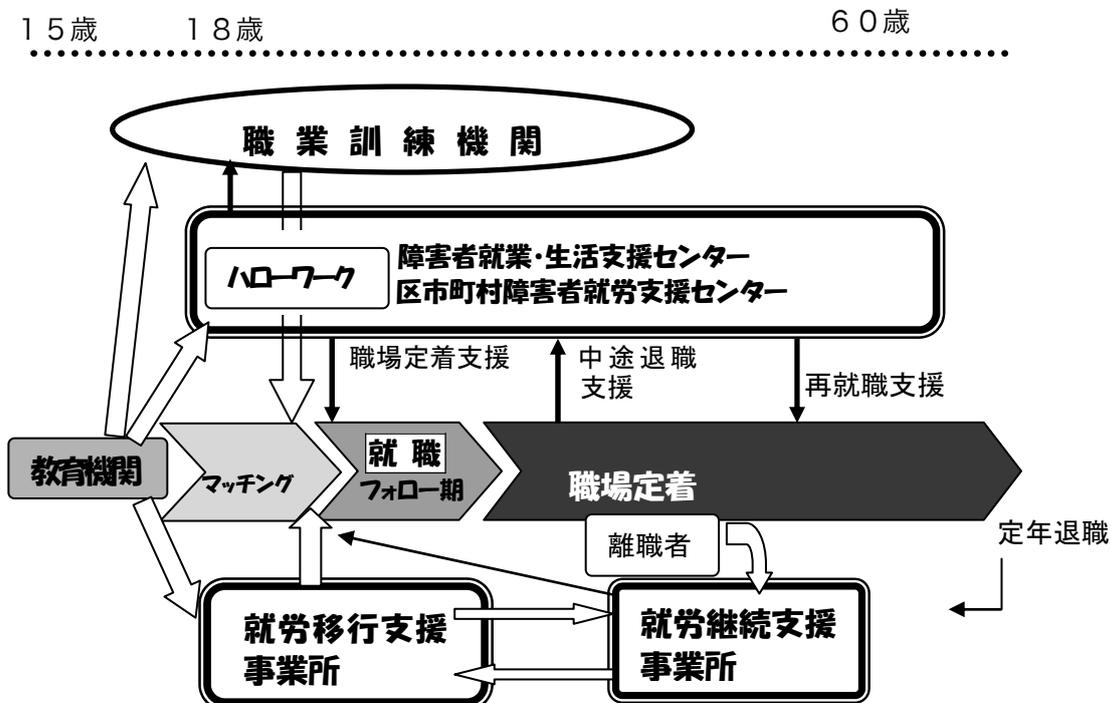
障害者のライフステージを通じた就労を支援します。

障害者就業・生活支援センターや区市町村障害者就労支援センターなどの地域の就労支援機関は、障害者の就職への支援はもとより、就職後も定期的な職場訪問などにより職場定着支援や働く障害者に対する生活支援をしています。中途障害者や中途退職した障害者の再就職についても同様の支援をしています。

また、今後、「福祉から企業へ」だけでなく、障害者が定年等で企業を退職した後の福祉施設への移行など、「企業から福祉へ」も円滑に移行できるように支援をしていきます。

このようにして、障害者本人や家族が安心して企業就労にチャレンジし、企業も安心して雇用に踏み切ることができるよう、地域の就労支援機関が、障害者のライフステージを通じて継続的に支援していきます。

<ライフステージを通じた支援>



(東京労働局、ハローワーク、就労支援機関、東京障害者職業センター、福祉施設、東京都)

行動2を具体化する事業

事業名・事業内容	平成22年度実績	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度取組と事業目標	担当	
2-1 区市町村障害者就労支援事業の充実 拡充 職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する。これを拡充し、身近な地域での相談・支援体制を強化する。 【補助単価】 1所常勤1人当たり6,774千円、非常勤1人当たり1,929千円 (都1/2 区市町村1/2補助)	新たに2市で実施 47区市で整備(22区・25市) *杉並区は障害者雇用支援センター(国事業)	新たに1町で実施 48区市町で整備(22区・25市・1町) *杉並区は障害者雇用支援センター(国事業)	新たに1区で実施 49区市町で整備(23区・25市・1町)	身近な地域における就労支援の相談・支援体制の整備のため、引き続き実施を推進する。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 区市町村障害者就労支援センター	
2-2 障害者就業・生活支援センター事業 障害者雇用促進法に基づき、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っている。 【補助単価】 1所 17,736千円 (雇用安定等(国委託)・生活支援(都委託))	6ヶ所目の設置に向けて調査・検討し、残る1センターの選定	6ヶ所目のセンターを指定	都内6センターにて事業実施	関係機関と連携し、各センターの業務実施状況を確認	【事業所管】 東京労働局及び東京都 【実施主体】 障害者就業・生活支援センター	
2-3 障害者一般就労・職場定着促進支援事業 ① 就労移行支援事業者による社会適応等に関する講座企画・開催 ② フォロー事業として一般就労した者を対象とした勉強会・自主交流会の企画 ③ 雇用検討企業の職務分析の実施 【補助単価】 5回以上開催につき1回当たり20千円を助成	5事業所で実施 ① 就労ガイダンスの実施(講師:企業・大学教授・就職した当事者) ② 一般就労した者を対象とした勉強会・自主交流会(職場での状況の報告、悩みについて対策検討・話し合い等) ③ 雇用検討企業への職務分析(就労支援員が企業担当者を情報交換し、環境整備・職務行程・タイムスケジュールについて企業と共に検討) 補助金額 447千円	6事業所で実施 ① 就労ガイダンスの実施(講師:企業・大学教授・就職した当事者) ② 一般就労した者を対象とした勉強会・自主交流会(職場での状況の報告、悩みについて対策検討・話し合い等) 補助金額 777千円	6事業所で実施 ① 就労ガイダンスの実施(講師:企業・大学教授・就職した当事者) ② 一般就労した者を対象とした勉強会・自主交流会(職場での状況の報告、悩みについて対策検討・話し合い等) 補助金額 864千円	/	【事業所管】 東京都 【実施主体】 ①②③就労移行支援事業者 ③就労継続支援事業者(A型・B型)	
2-4 離職・再チャレンジ支援助成事業 ① 離職の危機を迎えているものへの対応 ② やむを得ず離職したものへの就労・訓練の機会の提供 【補助単価】 1人当たり40千円(支援開始後1月のみ助成)	9事業所で実施 ① 本人と企業と調整の上、円滑な職場定着、あるいはそれに関連する支援を実施 ② 障害者就業・生活支援センター、区市町村障害者就労支援事業及びハローワーク等との連携を図り実施 ③ 本人の意向を踏まえた上で、再就職に向けた支援を実施 補助金額 2,080千円	9事業所で実施 ① 本人と企業と調整の上、円滑な職場定着、あるいはそれに関連する支援を実施 ② 障害者就業・生活支援センター、区市町村障害者就労支援事業及びハローワーク等との連携を図り実施 ③ 本人の意向を踏まえた上で、再就職に向けた支援を実施 補助金額 1,480千円	14事業所で実施 ① 本人と企業と調整の上、円滑な職場定着、あるいはそれに関連する支援を実施 ② 障害者就業・生活支援センター、区市町村障害者就労支援事業及びハローワーク等との連携を図り実施 ③ 本人の意向を踏まえた上で、再就職に向けた支援を実施 補助金額 2,520千円		/	【事業所管】 東京都 【実施主体】 就労移行支援事業者 就労継続支援事業者(A型・B型) 旧法授産施設
2-5 障害者支援施設等における若年障害者雇用促進事業 若年障害者を障害者施設が利用者処遇や事務・施設内清掃業務に雇用した場合、受入に係る経費の一部を補助 【補助単価】 1事業所当たり3,000千円	23年度新規事業	6施設で実施 ※雇用者職種内訳 事務員 1名 調理員 2名 清掃業務 2名	3施設で実施 ※雇用者職種内訳 ・清掃等 2名 ・利用者支援			若年障害者の福祉施設の就職を支援する。 10施設で実施予定 雇用者の職種等は未定

視点2 職業に向けた準備へのバックアップ

行動3 職業的自立を支援する職業教育を充実します。

都立特別支援学校においては、高等部生徒の自立と社会参加を目指し、これまで、民間企業等からの技術講師の導入などにより、実践的な職業教育の習得を図り、近年では卒業生の約3割が一般就労しています。

今後は、小学部からのキャリア教育の充実に努めるとともに、障害の状態に応じた就業体験の機会の確保や実習先・雇用先の開拓を進める新たなシステムを構築するなど、職業的自立を支援する職業教育を充実します。

知的障害が軽い生徒全員の企業就労をめざす 新しいタイプの特別支援学校高等部職業学科の設置

永福学園	平成 19 年度開校
青峰学園	平成 21 年度開校（予定）
南多摩地区学園養護学校（仮称）	平成 22 年度開校（予定）
板橋学園特別支援学校（仮称）	平成 25 年度開校（予定）
東部地区学園特別支援学校（仮称）	平成 27 年度開校（予定）

（東京都教育委員会）

行動3を具体化する事業

事業名・事業内容	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成25年度 取組と事業目標	担当
3-1 民間を活用した企業開拓 民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先を開拓及び確保するしくみを構築する。	開拓企業数・実習受入可能企業数 延350社 企業関係者の活用（就労支援アドバイザー） 20人	開拓企業数・実習受入可能企業数 延463社 企業関係者の活用（就労支援アドバイザー） 23人	開拓企業数・実習受入可能企業数 延328社 企業関係者の活用（就労支援アドバイザー） 22人	前年度に引き続き、現場実習先及び雇用先の開拓等に関する情報収集・提供を行う。	【事業所管】 東京都教育委員会 【実施主体】 特別支援学校
3-2 知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置 職業的自立に向けた専門的な教育を行うことを目的として、インターンシップの導入や民間企業等からの技術講師の導入などにより実践的な職業技術の習得を図り、生徒全員の一般就労を目指す新しいタイプの高等部を設置する。	永福学園卒業生 就労 約88% その他（進学等） 約12%	永福学園卒業生 就労 約96% 青峰学園卒業生 就労 約95%	永福学園卒業生 就労 約98% 青峰学園 就労 約90% 南大沢学園 就労 約91%	志村学園 （平成25年4月開校） 東部地区学園特別支援学校 （仮称） （平成27年4月開校予定）	【事業所管】 東京都教育委員会 【実施主体】 特別支援学校

【補足】 以下、行動宣言制定時から一部変更しています。

知的障害が軽い生徒全員の企業就労をめざす
 新しいタイプの特別支援学校高等部職業学科の設置

青峰学園 平成21年度開校（予定） → 青峰学園 平成21年度開校
 南多摩地区学園養護学校（仮称） → 南大沢学園 平成22年度開校
 板橋学園特別支援学校（仮称） → 志村学園 平成25年度開校

行動 4

障害者ニーズ・企業ニーズに応じた職業訓練を実施します。

障害者の雇用をさらに促進するため、障害者のニーズ、企業のニーズに対応した職業訓練を実施していきます。

○東京障害者職業能力開発校での訓練の充実

身体障害者を対象として、CADオペレータ、ビジネス経理、医療総合事務、編集デザインなどの訓練を実施しています。また、知的障害者を対象として、実務作業の訓練を実施しています。そして、平成20年度、試行的にオフィスワーク科に精神障害者の訓練枠を新たに設定しました。

○都立職業能力開発センター（一般校）での訓練の充実

城東職業能力開発センター足立校において、知的障害者を対象とする実務作業の科目を設置しました。

○東京しごと財団心身障害者職能開発センター

身体障害者を対象として、CADオペレータ、OAスキル、一般事務などの訓練を実施し、知的障害者を対象として、作業適応訓練を実施しています。

そして、平成20年度、試行的に高次脳機能障害者の訓練枠を設定しました。

今後とも、アンケート調査等を活用しつつ、障害者及び企業のニーズに応じた科目開発、訓練内容の見直し等を進め、訓練の充実を図っていきます。

（東京都、東京しごと財団）

行動4を具体化する事業

事業名・事業内容	平成22年度実績	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度取組と事業目標	担当
<p>4-1 東京障害者職業能力開発校における訓練の推進</p> <p>各種系(情報、ビジネス、医療・福祉事務、グラフィックメディア、CAD、ものづくり、短期ビジネス、職域開発、OA実務、実務作業)</p>	<p>訓練実績 255名</p> <p>身体障害者を対象として、左記の様々な訓練を、また、知的障害者を対象として、実務作業の訓練を実施。 なお、アパレル系科目は廃止し、実務作業系科目の定員を10名増とし40名とするとともに、精神障害者の入校枠を新たに10名設定した。</p>	<p>訓練規模 255名</p> <p>身体障害者を対象として、左記の様々な訓練(実務作業を除く)を、また、知的障害者を対象として実務作業の訓練を実施。</p>	<p>身体障害者を対象として、左記の様々な訓練(実務作業科を除く)を、また、知的障害者を対象として実務作業の訓練を実施。また、職場定着支援員を配置し、精神障害を有する修了生の職場定着支援を開始した。</p> <p>実績：154名</p>	<p>訓練規模 260名</p> <p>身体障害者科目を一部見直し、機械CAD科及び建設CAD科を新設して、身体障害者を対象に、14科目の訓練を実施する。 また、知的障害者を対象として実務作業の訓練を実施する。さらに精神障害者及び発達障害者に特化した職業訓練科目を設置し、障害特性に応じた職業訓練、職場定着を支援する。</p>	<p>【事業所管】 東京都</p> <p>【実施主体】 東京障害者職業能力開発校</p>
<p>4-2 一般校における障害者職業能力開発訓練の推進</p> <p>知的障害者向け科目の一般展開(実務作業科)</p>	<p>城東職業能力開発センター足立校 10名</p> <p>城南職業能力開発センター 20名</p>	<p>中央・城北職業能力開発センター板橋校 20名</p> <p>城南職業能力開発センター 20名</p> <p>城東職業能力開発センター足立校 10名</p>	<p>一般校において障害者職業能力訓練を実施</p> <p>実績：37名</p>	<p>中央・城北職業能力開発センター板橋校 20名</p> <p>城南職業能力開発センター 20名</p> <p>城東職業能力開発センター足立校 20名</p>	<p>【事業所管】 東京都</p> <p>【実施主体】 都立職業能力開発センター</p>

【補足】 以下行動宣言制定時から一部変更しています。

○東京しごと財団心身障害者職能開発センター
平成21年度末に東京しごと財団心身障害者職能開発センターにおける施設内訓練事業終了
なお、高次脳機能障害者を対象としたパイロット訓練については、東京障害者職業能力開発校にノウハウを移転しています。

行動5 企業等での訓練・実習の場を 拡充します。

企業等での実習は、多数の企業等の協力により、特別支援学校や各機関での職業教育において、大きな成果を収めています。今後、福祉施設からの移行が進むにつれて、企業等での実習のニーズが急速に高まることが予想され、企業にとってはさらに実習が受入れやすく、また、障害者にとってはさらに参加しやすい仕組みにしていきます。

また、東京しごと財団、東京都教育委員会、特別支援学校、経営者団体等により、実習協力企業の開拓をさらに推進します。

あわせて、障害者委託訓練では、企業をはじめ社会福祉法人、NPO法人等の多様な委託先で職業訓練を行います。精神障害者、発達障害者を含めて、750人の訓練を実施しています。今後とも、ハローワークとの連携や企業OB等のコーディネーターの活用などを進め、多様な委託先を開拓して、訓練の充実を図っていきます。

さらに、東京しごと財団による、企業実習への支援を充実していくとともに、就労支援機関、特別支援学校等による企業開拓に関する情報の一元化を検討していきます。

(ハローワーク、東京都、東京しごと財団、東京都教育委員会)



行動5を具体化する事業

事業名・事業内容	平成22年度実績	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度取組と事業目標	担当
5-1 障害者職場実習ステップアップモデル事業 企業15社で障害者2名ずつ3日間程度の実習を企画し、報告書をまとめ、発表会を実施する。	企業18社(ショッピングモール、福祉施設等)、障害者31名(福祉施設12か所の利用者)で実施(うち企業12社は障害者雇用は未経験) 発表会参加人数109名	企業16社(ショッピングモール、保育所、介護サービス事業所、印刷会社等) 障害者30名(福祉施設21か所の利用者)で実施 発表会参加人数114名			【事業所管】 東京都
5-2 障害者の態様に応じた多様な委託訓練 身体、知的、精神障害者等で、公共職業安定所長の受講の推薦を受けた方を対象とし、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等に委託して訓練を行う。	企業をはじめ、社会福祉法人、NPO法人等の多様な委託先で、精神障害者、発達障害者を含めて、平成21年度800人から拡大し、850人規模の訓練を実施した。	企業をはじめ、社会福祉法人、NPO法人等の多様な委託先で、精神障害者、発達障害者を含めて、494名の訓練を実施した。	企業をはじめ、社会福祉法人、NPO法人等の多様な委託先で、精神障害者、発達障害者を含めて、623名の訓練を実施した。	企業をはじめ、社会福祉法人、NPO法人等の多様な委託先で、精神障害者、発達障害者を含めて、平成24年度と同様に訓練を実施する。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団
5-3 職場実習・職場見学促進事業 職場実習を受け入れる企業が、受入のために企業内の設備の更新等を実施した場合、就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者(A型・B型)が、企業見学を実施した場合に助成。 【補助単価】 設備整備 5,000千円 見学補助 20千円	実習設備整備 2件 補助金額 9,597千円 (株式会社1件及び有限会社1件) 企業見学補助 2件 補助金額 72千円	実習設備整備 2件 補助金額 1,324千円 (株式会社2件) 企業見学補助 3件 補助金額 104千円	実習設備整備 1件 補助金額 600千円 (株式会社1件) 企業見学補助 7件 補助金額 92千円		【事業所管】 東京都 【実施主体】 就労移行支援事業者 就労継続支援事業者(A型・B型)
5-4 離職障害者職場実習事業 法定雇用率未達成中小企業15社で離職障害者2名ずつ3日間程度の実習を企画し、報告書をまとめ、発表会を実施する。	企業28社(商店会、福祉施設等中小企業)、障害者30名(福祉施設20か所の利用者)で実施 発表会参加人数123名	企業33社(商店会、飲食店、保育所、福祉施設等中小企業) 障害者31名(福祉施設24か所の利用者)で実施 発表会参加人数114人(ステップアップモデル事業報告会と合同実施)	企業23社(商店会、飲食店、保育所、福祉施設、販売等中小企業) 障害者31名(福祉施設24ヶ所の利用者)で実施		【事業所管】 東京都
5-5 障害者企業見学コーディネート事業 在宅又は就労継続支援B型に通所する障害者が、企業及び就労移行支援事業所を見学しながら、企業で働く障害者等と意見交換を行う場を提供する。 【規模】 都内6ブロック×年間2回程度(1回につき、参加者10名程度)	24年度 新規事業	24年度 新規事業	企業12社(特例子会社)、就労移行支援事業所12ヶ所、障害者112名(B型88名、在宅24名)で実施	実際に企業を見学し、また企業で働く障害者等と意見交換を行う場を提供することにより、企業で働くことのイメージを高め、一般就労への移行を促していくことを目的として実施する。	【事業所管】 東京都
5-6 障害者就労促進パートナーシップ事業(新規) 就労支援機関と障害者雇用に課題を感じている企業とのグループワーク及びグループワークに参加した支援機関の利用者が、同じくグループワークに参加した企業で職場実習を行う。 【上半期】 グループワーク(30支援機関+12事業所)×4回(うち1回は精神版) 【下半期】 職場実習(15事業所)	25年度 新規事業	25年度 新規事業	25年度 新規事業	就労支援機関と企業との直接の意見交換や、職場実習を併せて実施することにより、双方のギャップの確認・解消、相互連携の強化、雇用のミスマッチ・アンマッチの解消を図り、障害者の円滑な一般就労の促進・定着につなげていく。	【事業所管】 東京都

視点3 「福祉施設から企業へ」向かう流れ

行動 6

福祉施設においてキャリアカウンセリングを実施します。

都内には、福祉施設における就労の場として、従前の授産施設、小規模作業所のほか、障害者自立支援法に基づき新たに設置された就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）を運営する施設があります。

その福祉施設から企業への就労移行に向けて、利用者の働く意欲や力量を適切に判断して支援するとともに、区市町村障害者就労支援センターなどにつなげていく仕組みや支援技術の向上を目指します。

そのため、福祉施設の職員が、利用者への、いわゆるキャリアカウンセリング（※）を実施していきます。

また、区市町村障害者就労支援センターに配置されている地域開拓促進コーディネーターは、福祉施設や利用者本人、保護者などに積極的に働きかけ、働く意欲のある障害者を企業就労へとつなげていきます。

※ キャリアカウンセリング

個人のキャリア形成に関する悩みを解決する相談やサポート。雇用環境や労働市場を熟知したキャリアカウンセラーが、スキルやキャリアを活かした仕事への就労を支援するもの。

（福祉施設、就労支援機関）

行動6を具体化する事業

事業名・事業内容	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成25年度 取組と事業目標	担当
<p>6-1 地域開拓促進コーディネーターの設置 拡充</p> <p>「区市町村障害者就労支援事業」において同コーディネーターの設置を進め、就労希望者の積極的な掘り起しを行うとともに、授産施設等への働きかけを行い、企業等に対し障害者雇用の意識付けを行う。</p> <p>【補助単価】 1所 1,929千円(年間)</p>	23区市に設置	28区市に設置	31区市に設置	37区市に設置 引き続き設置を促進する。	<p>【事業所管】 東京都</p> <p>【実施主体】 区市町村障害者就労支援センター</p>
<p>6-2 キャリアカウンセリングの普及 拡充</p> <p>福祉施設職員がキャリアカウンセリングの手法を習得し、利用者へ実施する。</p>	<p>「7-1 就労支援体制レベルアップ事業」の中で、福祉施設の職員及び区市町村障害者就労支援センター職員向けにプレゼンテーション講座を実施 113名受講</p> <p>区市町村障害者就労支援センター中堅職員向けに「キャリアカウンセリングの理論と実践」講座を実施 44名受講</p>	<p>「7-1 就労支援体制レベルアップ事業」の中で、福祉施設の職員及び区市町村障害者就労支援センター職員向けにプレゼンテーション講座を実施 103名受講</p> <p>区市町村障害者就労支援センター中堅職員向けに「キャリアカウンセリングの理論と実践」講座を実施 43名受講</p>	<p>「7-1 就労支援体制レベルアップ事業」の中で、福祉施設の職員及び区市町村障害者就労支援センター職員向けにプレゼンテーション講座を実施 102名受講</p> <p>区市町村障害者就労支援センター中堅職員向けに「キャリアカウンセリングの理論と実践」講座を実施 40名受講</p>	<p>「7-1 就労支援体制レベルアップ事業」の中で、福祉施設の職員及び区市町村障害者就労支援センター職員向けにコミュニケーション技法講座を実施予定 受講規模を1回30名から50名に拡大(年間計150名)</p> <p>区市町村障害者就労支援センター中堅職員向けに「キャリアカウンセリングの理論と実践」講座を実施予定</p>	<p>【事業所管】 東京都</p> <p>【実施主体】 就労移行支援事業者 区市町村障害者就労支援センター</p>